

静岡発!



社会福祉法人による 地域における公益的な取組

事例集 Vol.2



ふれあいネットワーク



社会福祉
法人

静岡県社会福祉協議会



目次

社会福祉法人にとって「地域における公益的な取組」とは何か 03~05

事例1 居住支援法人パラレルにおける「住まい」の支援 06・07

～コロナ禍から生まれた新たな取組み～

— 社会福祉法人静和会

事例2 高齢者の安心・安全を包括的にサポート 08・09

～社会福祉法人まごころにおける身元保証支援～

— 社会福祉法人まごころ

事例3 自治会等との防災訓練を通じた 10・11

地域との関係性の構築の取組

— 社会福祉法人春風会

事例4 地域の子どもたちの居場所づくり 12・13

～未来を応援する十字の園の子ども食堂「風の子」～

— 社会福祉法人十字の園

事例5 地域還元の想いから 14・15

～買い物送迎プロジェクト～

— 社会福祉法人芙蓉会

事例6 地域と一緒に子どもを育てる環境づくり 16・17

～子どもと楽しく向き合うための地域との取組～

— 社会福祉法人翼福社会

事例7 困りごとや心配ごとに不安を抱える方を 18・19

支援する「成年後見制度」

～地域と共に歩み支えていく慶成会の法人後見制度～

— 社会福祉法人慶成会

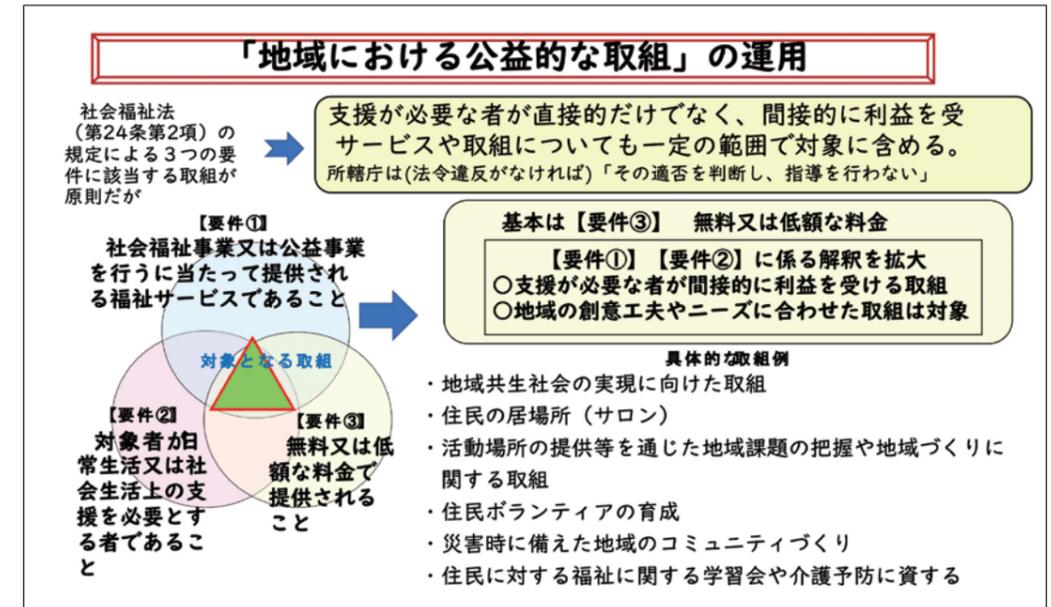
事例8 あいちゃんレスキュー隊! 出動中 20・21

～愛華の郷の“小仕事”～

— 社会福祉法人三愛会

部会委員トーク／部会委員名簿 22・23

● 「地域における公益的な取組」の意義



平成28年改正法で社会福祉法第24条に第2項を加え「社会福祉法人は、社会福祉事業及び(略)公益事業を行うに当たっては、日常生活または社会生活上の支援を必要としている者に対して、無料または低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。」としこれを「地域における公益的な取組」という。

条文に示した3つのアンダーライン部分を、上図左の3つの要件として通知(平成28年6月)が出された。しかし、この3要件ともに満たすものであると考えると、条件に合うものは非常に限定的(上図の3円の重なる△部分)となってしまうことから、平成30年1月に改訂通知が出て、上図の右側のような運用となった。これは、社会福祉事業のように事業の内容を明文化すると限定的になってしまうことから、そうせず各法人の創意工夫等により様々なニーズに対応できるという、今までにない新しい制度であり、これに対して行政が「特定の事業を強制する」ことや「適否を判断」するような指導はしないこととしている。

つまり「地域における公益的な取組」とは、福祉サービス、またはそれにつながるものだが、制度として整備されるに至っていないものやその地域の特性によるニーズへの対応など、今は十分に応えられていない「新たな福祉ニーズ」に、

社会福祉法人の持つ資源を使うことで「無料または低額な料金」でサービス提供するという、社会福祉法人独自の取り組みである。但し、各事業所の「本来事業の対象に対するサービス」の範囲だと考えられるものは「地域における公益的な取組」とは言えない。

社会福祉法人が、特別な公益法人であることによって得られる補助や助成、義務の免除等があることから、この「地域における公益的な取組」が実施できるのは、社会福祉法人を置いてほかにはない。そして、社会福祉法人制度改革で論点となった「法人組織のガバナンスの強化」は、社会福祉法人と他の主体とを比較し相対的に公益性を担保することを求めるものであるが、「地域における公益的な取組」は社会福祉法人が実施する事業において、本来持つべき絶対的な価値をもつことを求めるものと言えよう。



執筆者
社会福祉法人 聖隷福祉事業団
相談役 武居 敏



● 限定的な制度ができることで制度の対象外のニーズには応えられなくなる

時代をさかのぼって、社会福祉事業が制度として整備される前の慈善事業や福祉的行為は、その対象もサービス内容も明確に整備されているわけではなかった。しかし、一度社会保障の一環として法令に明文化されて財政的な裏付けもできるようになると、当然のことだが、制度の対象となったものには公的なお金を使ってサービス提供されるが、少しでも制度から外れていると判断されるニーズは支援の対象とはならない。また、その後に社会環境の変化や疾病構造の変化により新しく発生した問題には、現行の制度の枠で救えない人が出てくることもある。国の制度は全国一律であるが、地域によってニーズに大きな違いが出ることから、これに対

処できる細かな福祉サービス提供が必要になる、といった問題を持っている。

今まで、制度の対象とならないこのような人々のために、十分とは言えないまでも、何らかの支援を行ってきたのは、一部の心ある社会福祉法人やNPO法人などの団体で、自前の資金や職員によりサービス提供してきた実績がある。これらの試みに対して、措置制度時代には、例えば、入所者のために支給された措置費や職員を、他の対象のために使用するのには措置費の目的外使用だ、というように厳しく指導されたこともあった。

● 社会福祉法人は制度で保障されている仕事だけすればいいのか

社会福祉法人は1951年(昭和26)年社会福祉事業法により社会福祉事業を行うことを目的とした法人として誕生した。社会福祉法においては第24条 第1項で経営の原則として「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行う(以下略)」ものとしている。「社会福祉事業」は制度として整備されることにより財政的な裏付けができ、措置制度の時代も、利用制度に変わった後も、社会福祉法人はこの社会福祉事業の中核的担い手としてその役割を果たしてきた。

ところが、2013年頃の民間企業とのイコールフットイング論などを契機に、近頃の社会福祉法人は制度として財源が保障されている事業にしか手を出していないのではないかと、との批判が出て来た。これは近年、特定非常利法人、いわゆるNPO法人の中には小規模だが特色ある活動をしている法

人も多く、社会福祉事業の周辺にある福祉ニーズに対応していることが評価されているものもあり、これと比較して、社会福祉法人は公益法人として税制上の優遇を受けているのだから、既存の制度の中にある安定的な事業だけではなく、制度外の「新たな福祉ニーズ」にも対応していくべき、との意見が強くなった。

だが個々のNPO法人がいかに注目すべき活動を展開しているとしても、それは全国的に見ればごく一部の活動であって、その成果が全国的なニーズへの対応につながるものではない。それを可能にできるのは、明確な制度の成立と全国各地にある約2万の社会福祉法人の動きがなくてはならない。このような経緯から社会福祉法第24条2項の規定が発案されることとなった。

● 「地域における公益的な取組」は新たな福祉サービスを開拓する役割を担う

これに対して、現在の社会福祉法人の中には、この「地域における公益的な取組」を新たに課せられた義務だ、と考える経営者や職員が多い。「今、私達は利用者のために日々努力していて、これに利用者が満足しているのに、さらに新たな義務を課すのか」と。一見、もっともな意見ともいえるのだが、では、社会福祉の未来を考えたとき、これからもずっと現状のままの利用者がいて、それに応えることによって事業が順調に継続できる状況なのだろうか？

既に多くの地域で、人口減少による利用者減や職員減が発生している。2040年問題といわれる環境変化に対して、すでに介護保険業界ではM&Aなどの動きが盛んになってきている。今後ますますその状況が進んでいけば、新たな利用

者を見つけたり、事業形態を柔軟に運営したりして難局を乗り切っていくなくてはならない。もし、今ある資金がこのような難局を乗り切るための新たな事業の在り方の資金として柔軟に使えないとなれば、事業継続は難しい。

「地域における公益的な取組」を実施する上でどんな問題があるか聞くと、資金も人も足りないという答えが多い。それは「新たな義務」だと考えるから、できない理由を探しているようにも見える。そうではなく、下図のような地域の新しいニーズに応えることができる取組であり、社会福祉法人が新たな進化の方向性を探る有効な方法なのだ、経営者も職員も考え方を考える必要があるのではないかと。

社会福祉法人の進化の方向性

開設当初の方針のままにいつまでも右肩上がりしていくことはできない
 例え、人口減少⇒ 一般論の課題だけではなく、その地域の特性を掘り進まない課題解決には届かない

①外部環境の変化 対象となる住民の変化、減少、行政の財源状況、役所や社協の対象地域に対する動向
 ②内部環境の変化 従事者の不足、質の確保、次世代リーダーの育成、利用者減による収入、支出増

外部環境には人口減少等共通の課題はあるとしても、詳しく見ると各々の法人が一律ではない
 個々の法人は各々の外部環境を分析し、法人の内部環境との対比の中から自法人の在り方を模索することで、各法人の進化の方向性を見出すことができるのではないかと

各法人の内外の環境変化の現状分析と予見される将来の姿の
 ⇒ それに基づく新たな法人の方向性 = 次への方針と経営戦略の模索が必要に
 事業戦略、法人戦略としていくつかの方法がある
 例え、アンゾフのマトリックスのような、まずは本業からのアプローチを、
 例え、法人として、事業拡大、事業転換、多角化、さらには事業譲渡、合併、等の選択肢が必要か
 社会福祉法人同士、又は社協を通じて、共生の方向性・協働化が考えられないか

地域社会との連携という視点。「地域」は単なる市場ではなく、共同事業者でありパートナー
 地域にニーズを聞く、地域に働きかける、地域を活かす
 その有効な方法として「地域における公益的な取組」がある

● 法人間連携や社協によるネットワーク事業などによって

この取組は単独の法人で行うばかりではなく、近隣の小規模法人が協力する方法や、県単位で経営協などの関係団体が中心になって複数法人間連携による方法も進められている。最近では、静岡県内でも社会福祉協議会によるネットワーク事業が効果をあげていて、子どもの貧困、学習支援等の取り組みが増加傾向にあるようだ。

さらに今、社会福祉の業界を挙げて取り組もうとしている、地域共生社会の実現に向けて動くための手掛かりとなるものである。地域共生社会に向けての取り組みは、児童福祉

のお金は児童だけに使うというような制限の下では対応できない。従来の制度で決められている縦割りの対象、つまり、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉といった縦割りの制度だけでは解決しにくい問題を、横のつながりや包括的な対応で解決していこうとするものである。そして社会福祉法人は「地域における公益的な取組」等にも取り組むことによって、この地域共生社会実現の中心的な役割を果たすことが望まれているのである。





居住支援法人パラレルにおける「住まい」の支援

～コロナ禍から生まれた新たな取組み～



活動データ

令和4年度(4月～3月) 受付/91件 入居/34件
 令和5年度(4月～8月) 受付/70件 入居/20件
 連携機関/静岡市生活支援課、子育て支援課、地域包括支援センター、施設・事業所、不動産屋会社、女性会館、暮らし仕事相談センターなど
 支援の流れ/①受付⇒②入居相談⇒③不動産動向⇒④契約⇒⑤安否確認・見守り

担当者コメント

相談者の皆様に通じて言えるのは、生活の基本である家がない、もしくは無くなるかもしれないという、心細さを抱えていらっしゃるということです。様々な悩みを同時に抱えており、住居のことだけ困っている方はいないといってもよいくらいです。なるべく早く住居を用意することはもちろん、自立した生活を取り戻していただくために、できることをやらせていただきます。



柴田 涼さん

取組に至った背景や経緯

静和会では平成27年に、特別養護老人ホーム丸子の里の職員を中心に「地域貢献プロジェクト」を立ち上げ、地域の困りごとを把握するための聞き取り調査や、その調査結果を基に施設の送迎車を活用した「買い物ツアー」の試行などの地域貢献活動を実施してきました。長期化するコロナ禍においては、生活困窮者が増える中、人々が生活する上で大切な基盤である「住まい」の問題を聞くようになり、令和3年4月に「居住支援法人」の指定を受け住まいの支援をスタートしました。



取組内容

「居住支援法人パラレル」では、専従職員を1名配置しており、相談は静岡市生活支援課、地域包括支援センターなどから入ります。生活困窮等を理由に転居を希望するができない人、高齢のため物件探しが困難な人、精神障害のため物件探しがうまくいかない人、シングルペアレントで手が回らない人、ホームレスや刑務所を出所したばかりで家を求めている人などに対し、担当者がヒアリングを行い、希望する物件を探し、内覧・契約にも同行します。また、入居後も必要に応じて支援を行い、行政などの機関・団体へのつなぎや傾聴、情報提供などを行います。
 令和3年度(6月開始のため10か月間)は、相談件数:76件、入居調整:19件の活動実績となりました。
 また、令和4年2月には、活動内容の広報や支援者同士の横のつながりを創るため、パラレル主催で「居住支援法人セミナー」を開催しました。



パラレル 利用者さん

取組の成果や課題、今後の展望

法人内で積み上げた相談支援のスキル、ネットワークを活かして、複合課題を抱えている高齢者や障がい者、生活困窮者などの相談者に寄り添いながら支援を行ってまいりました。
 課題は、高齢者の入居に際し、一人暮らしのリスクのために大家や不動産のお断りが多く、「最後までできるだけ自立して地域で暮らす」という想いを守れていないという点です。
 展望として、今後は入居までにさらにスムーズな流れを作るため、支援者同士の居場所づくりなど、ネットワークを豊かにする取組みにもチャレンジしていきたいです。

グループ長コメント



成岡 桂子グループ長

コロナ禍において、法人がこれまで運営してきた介護保険、医療保険事業では深掘できない、子どもや若者、働き盛りの世代の困りごと(生活課題)が見えてきました。高齢者については介護保険制度が一定成熟し、65歳以上の人たちの生活課題に対しては相談支援につなぐ体制が整ってきたように思います。一方、居住支援法人パラレルを始め、高齢者以外の年齢層の人たちが、こんなにも住まいに困窮し、その多くが生きづらさ、暮らしにくさを抱えているのだということを実感しました。学校や地域の見守りから離れてしまう現状があり、活用できる制度も十分ではありません。
 パラレルの活動は個別支援にとどまらず、地域の支えあいや社会資源の開発、制度の整備にも広がっていくものと考えています。

居住支援法人とは…

居住支援法人(住宅確保要配慮者居住支援法人)とは、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(略称:住宅セーフティネット法)に基づき都道府県が指定した団体で、住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人など)の民間賃貸住宅への入居に関する情報提供・相談や、見守り等の生活支援などの居住支援を行うものです。静岡県における指定団体:13団体

法人概要

法人名/社会福祉法人静和会
 本部所在地/静岡市駿河区丸子3000-1
 法人理念/すべての人に笑顔を
 認可年月日/平成元年7月

事業内容/特別養護老人ホーム、小規模多機能ホーム、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、訪問介護、通所介護、地域包括支援センター、放課後児童クラブ
 連絡先/担当者 柴田涼
 TEL054-270-6800 FAX054-257-3745
 Email:parallel@s-seiwakai.org





高齢者の安心・安全を包括的にサポート

～社会福祉法人まごころにおける身元保証支援～



活動事例

【事例】 遠方のご親族様との連携

【相談】

A様（男性）未婚で長年一人暮らしをされていたが骨折を機に入退院を繰り返している。ご兄弟はいるが、高齢であることと遠方にお住まいのため、入退院時の緊急連絡先や対応などができず、ご本人様、親族双方が困っている状況であった。

【支援】

双方からの依頼に基づき、身元保証支援と生活支援の契約を結んだ。入院中であったため、医療相談員、介護支援専門員

と連携をしながら、転院対応を行い、最終的には介護施設へ入居することができた。

【今後】

ご兄弟と密に連絡を取り合いながら進めていくことが出来た事例であった。

今後は、空き家になってしまっているご自宅の対応について不動産業者、片付け業者と連携をしながら、ご本人様、ご兄弟と共に対応を進めていく。

あわせて、ご兄弟も高齢のため、今後は任意後見契約や死後事務委任契約などを検討していく。

取組に至った背景や経緯

当法人は、2015年より静岡市駿河区弥生町（草薙駅より徒歩7分）で特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援のサービスを開始しました。

介護事業を提供する中で、身元保証人がいなくて入院や施設入居などの手続きがスムーズに進まなくて困っている高齢者の声を聞く機会が増えてきました。自分のことを誰に相談したら良いかわからないと思っている高齢者が多いのではないかと思います。介護保険制度上のサービス以外の側面からも支援していきたいと思い、県内の社会福祉法人「初」で身元保証のサービスを立ち上げました。



取組内容

2022年2月に「身元保証事業部」を設け、5つのサービス提供を始め、現在、静岡市内の5名の高齢者と利用契約を結んでいます。申込に至る方の多くは、身寄りがなく頼める人がいない場合と、子どもが遠方で暮らしていたり、近くにいっても疎遠だったり現代の複雑な家庭環境が原因の場合によります。主な支援内容は、例えば、病院の付き添い、行政手続きの代行、引越しの手続きなどの生活支援の他、ご本人の希望に沿った葬儀や埋葬ができるように地域の葬儀業者とも連携しています。

理事長コメント



増田 正寿理事長

2001年より、当法人の設立母体となった介護事業を経営する中で、画一的な介護保険制度だけでは高齢者を支えることはできないとの想いに至り、様々な角度から多面的に支える仕組みが必要と考え、介護事業、人材事業、IoT・AI事業等からなる介護総合支援事業を展開して参りました。身元保証支援はその一環で、充実した余生を送ってもらい、その方の想いを遺すべくスタートさせ、これからもシームレスに安心安全をお届けできるように展開して参ります。どうぞ！ご期待ください。

担当者コメント

時代の変化と共に介護現場でも身元保証や死後事務などの諸課題に直面することが多くなってきました。不安を抱える高齢者にはそれぞれの背景や事情があり単一な支援では安心していただけません。お一人おひとりに向き合い、笑顔で生活できるようにサポートしていきたいと思っております。



石井 達也さん

取組の成果や課題、今後の展望

これまで多種多様なケースを支援するために公的機関、多職種、地域などとの連携体制を作り、取り組んできました。それらの実績を活かして、お困りごとを抱えている高齢者を支援しています。しかし、法的な制限、金銭や不動産管理、遺言などは専門家のサポートが必要なケースもあり、当法人だけでは支援しきれない場合もあります。

今後は、身元保証や万一の支援などのサービスは一部の方への特別なものでなく、誰でも人生を終うことを考えた時に安心して使用できるサービスとして、フォーマル・インフォーマルを問わずに連携を図り、様々な相談に対応できるように進展させてまいります。

身元保証支援の概要

・ご利用までの流れ

①ご相談受付・面談のご予約⇒②面談(ご自宅への出張相談も可能です)⇒③プラン作成、料金を見積もり⇒④ご希望に沿ったプランになっているかの本人の意向確認⇒⑤身元確認、年金収入などの確認⇒⑥契約⇒⑦支援開始

法人概要

法人名/社会福祉法人まごころ

本部所在地/静岡市駿河区弥生町4-26
法人理念/ひとりひとりの豊かな人間観の実現
認可年月日/2014年5月

事業内容/特別養護老人ホーム、老人短期入所、老人デイサービス、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、公益事業

連絡先/担当者 石井達也
TEL054-267-3131 FAX054-267-3132
Email:t-ishii@magokoro-w.com





自治会等との防災訓練を通じた地域との関係性の構築の取組



活動データ

相談件数/19
 入居数/特養入居者数100名
 ショートステイ定員24名
 連携機関/理学療法士、応急手当指導員、自治体、
 消防士、市役所防災課
 活動の流れ/防災委員会と地域の方と一緒に計画
 ⇒6月、9月、11月に防災訓練の実施

担当者コメント

地域との交流を大切に考えて防災訓練を計画・実施していますが、コロナで開催ができず、築いてきた繋がりが途絶える感覚を受け、互いに協力できる体制を早急に再構築していく必要性を感じました。災害の備えはもちろんですが、夏休みの体験学習や夏祭りを通して、毎年子どもたちの成長を地域と共に見守る関係性が築けたのは、防災訓練あってこそ。本当に必要な取組だと改めて感じています。



廣中 陽介さん 荻 将宗さん

取組に至った背景や経緯

3.11東日本大震災直後、当施設の職員たちがボランティアとして被災地へ行きました。その地域では多くの建物が流されてしまいましたが、唯一高台に建てられていた特養ホームは津波に巻き込まれず残ったため、被災地域住民約200人が避難し、数日間の避難生活を余儀なくされました。その時の経験と、当施設が福祉避難所に指定されていることも踏まえ、いざという発災時には福祉の必要性に関係なく、一般住民も避難してくるであろうと想定し、地域の方との情報共有・助け合える体制の備えが重要だと考えました。また、日中は職員数が多いですが、夜間は入居とショートステイ合わせ約120名の利用者に対し、少ない職員数の中で発災すると、避難はより一層困難になり、地域の理解や協力が必要不可欠です。自治体の方に協力をいただき、更に当施設のことも知ってもらいたい思いから、防災訓練を通して地域との関係性を築きたいと考えました。



高台の上に残っている建物が特養ホーム「らふたあヒルズ」震災直後、地域住民約200人が避難して廊下等で3日間過ごす

取組内容

毎年6月・9月・11月に総合防災訓練を実施しています。9月は近隣複数の自治会と協力しながら当施設で炊き出し、理学療法士による車椅子操作の指導、施設内の見学など大規模な防災訓練を実施し、大人だけでなく団地の小中学生も集まり世代を越えた関わりを作ります。11月は地域で開催される防災訓練に当施設の職員がお伺いし、三角巾の使用方法や応急手当指導員によるAED講習など行います。夜間の発災を想定した避難訓練をしながら地域の方へ理解を深めてもらい、交流する場を作ることが非常に重要です。



取組の成果や課題・展望



地域の方があしたかホームの中へ入って、実際にお部屋の配置や、お年寄りの生活を見ていただくことはとても大切だと感じました。防災訓練だけでなく地域の納涼祭や秋まつりも含め、施設を利用していない方も顔の見える関係が、互いの安心に繋がります。コロナが流行し始めて3年間ほどは地域との交流が途絶えてしまい、密に関わることができなくなったので、意識的に繋がりを再構築する機会を持つことと、継続していくことの重要性を再認識しました。コロナに限らず、いかなる時でも地域との関係性を途絶えさせないことが課題で、東日本大震災の教訓を今後の取組に活かします。

副施設長コメント



佐野 光正副施設長

毎回、訓練の中で非常食の体験もしていただいておりますが、当施設には利用者と職員の分だけでなく、地域の方の非常食も3日分ほど備蓄しています。東日本大震災で現地の方より「住民の備蓄も必要」と聞き、あしたかホームでも独自で考え、備えています。地域の方々からは「非常に安心できる」と言っています。法人の理念でもある「地域に根ざした施設」として交流の場を設け、地域にとって必要とされる施設で在りたいと思います。

法人概要

法人名/社会福祉法人春風会
 理事長/石川三義
 本部所在地/沼津市東権路1742-1
 法人理念/地域住民と行政の信頼と期待に応えていきます。
 認可年月日/昭和51年8月25日(2011年に現住所へ移転)

事業内容/介護老人福祉施設、短期入所生活介護、通所介護、訪問介護、居宅介護支援、救護施設、就労継続支援B型、生活介護、放課後児童クラブ、認定こども園
 連絡先/担当者 荻将宗、廣中陽介(あしたかホーム)
 TEL 055-967-1166
 Email:ashitakahome@cy.tnc.ne.jp





地域の子どもたちの居場所づくり

～未来を応援する十字の園の子ども食堂「風の子」～



活動データ

子ども食堂の申し込み件数／約 10 人 / 月
 対象地域／伊東市八幡野小学校・池小学校区
 関連機関／伊東市社会福祉協議会、学校
 活動の流れ／チラシ作成・参加申し込み書作成
 ⇒配布⇒参加申込書受け取る、
 アレルギー等確認⇒当日参加

子ども食堂「風の子」

子どもたちの心に寄り添う憩いの場として 2019年3月1日に開設しました。活動場所を提供して下さる萩原さんは、以前郵便局に勤めながら地域との関わりを大切にされていた経験から、現在はボランティアとして、ご自宅で「風の子」と「ふるさとカフェ」「ふるさとサロン」を開催し、川柳や音楽、体操など楽しめる居場所づくりをしています。子どもたちが悩みを抱えこまないよう、話しやすい関係性を築きながら食卓を囲んで会話する多世代交流を行っています。



萩原 弘子さん

取組に至った背景や経緯

2016年頃から全国的に子ども食堂が増加してきましたが、伊東市では、2018年に、伊東市社会福祉協議会が伊東市の子ども食堂の活動の普及啓発にあたるため、「伊東地区子ども居場所づくり連絡会」を発足しました。伊東市社協市内・宇佐美・川奈に子ども食堂がありましたが、八幡野小学校区ではまだなかったことや、この地域の学校の保護者からも、子どもが親にお金だけ渡され、スーパーでお弁当やおにぎりを購入

し、お店の前で食べている子もいるなどの話もあり、ここ八幡野地域でも子どもを支える場所が必要ではないかと子どもの居場所づくりの必要性を感じました。また、当時認知症カフェを萩原さんの一軒家をお借りし行っており、台所もあり水回り・ガス等の火も使え、家庭的な雰囲気の中で子ども食堂が開催できるのでは?と場所の確保ができたことや地域の高齢者ボランティアの協力があつたこともあり、取組を始めました。

取組内容

子ども食堂「風の子」は、ボランティア活動をしている萩原さんのお宅をお借りし、毎月第3水曜日に、事前予約制で小・中学生に夕食の提供をしています。食事ができるまで家庭的な雰囲気の中で、子どもたちは宿題や遊んで過ごします。コロナ前は一緒に食事作りを行うなど食育も兼ねて行っていました。ボランティアと交流を持ちながら、子どもたちの育成に繋がっています。食事は、子どもたちのリクエストを聞きながら、寄付で頂く野菜などを使用し栄養バランスのあるメニューが食卓に並びます。メニュー考案を管理栄養士の西島、調理は地域ボランティアと十字の園の職員と4～5名で調理を行います。風の子で使用しているテーブルや椅子も、学校で使用しない物を譲っていただき、多くの方の温かな支えで「風の子」を運営しています。

取組の成果や課題・展望

地域の方と一緒に子ども食堂を開催することで、子どもたちとボランティアとの馴染みの関係ができました。子どもたちから学校の様子や近況の話を聞いたり、困った時には萩原さんをはじめ、風の子の大人たちが相談相手になってくれるという認識も持ってもらえています。風の子は貧困対策ではなく誰でも利用できる場所なので、子どもたちの口コミで広がることで新たな繋がりが生まれます。地域の子どもたちと顔の見える関係で親以外の大人も子育てに関わる環境が大切です。今では、私たちが子どもたちからパワーをもらっています。今後の課題としては地域との密着の関係を築き、多くの子どもたちに周知してもらうこと、そして一緒に調理をして食の大切さを知ってもらい、興味を深める食育の必要性を感じています。

施設長コメント



宮島 克利施設長
 (令和5年度より
 浜松十字の園施設長)

社会福祉法人としての広域的な活動と生活支援事業の一環として、居場所づくりの取組を独自で行っています。子どもたちや親世代、おばあちゃんやおじいちゃん世代と、それぞれの世代が事業を通じて交わることは非常に有益な時間と、必要不可欠な場所だと感じています。私も毎月、風の子で夕飯をご馳走になりますが「おいしい」だけでなく、幅広い年齢層の方々に関係性を築き、思いや出来事を共有しているこの場所は、今後も活動の「着地点」と捉え、継続していきます。

担当者コメント



西島 一恵管理栄養士

核家族化もあり、家族以外の大人と会う機会が少なくなっています。子ども食堂に来ることで、話ができる大人がいる、何かあった時は助けてもらえる、話を聞いてもらえるという居場所づくりをしています。地場産の野菜を使ったメニューや昔からの日本食、食材についてのクイズ、目で見たり調理を一緒に行う等食育活動しながら、参加する他の子どもたちや大人との交流を通じて、さまざまな経験・思い出となり、ボランティア精神を培ったり、心・体の成長・豊かさにつながればと思います。また、地域の高齢ボランティアの方々や寄付者の方々に支えて頂き開催できていることに感謝しております。高齢ボランティアのやりがい・楽しさ・外出の機会・他者との交流・子どもたちの成長を見る喜びとなって、子どもも大人も互いに支えあえる地域の開かれた場所、そして対島地区の地域包括ケアの一環として多世代の交流の居場所づくりとなればと思います。

法人概要

法人名 **社会福祉法人十字の園**
 本部所在地／浜松市北区細江町中川7220-11
 法人理念／「夕暮れになっても光がある」「人格を尊重し、生きる喜び、生きる自由、生きる希望を創ります。」
 認可年月日／1981年(昭和56年)4月1日(伊豆高原十字の園設立)

事業内容／特別養護老人ホーム、ショートステイ、デイサービス、ホームヘルプ、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、配食サービス、生活支援体制整備事業、介護予防事業
 連絡先／伊豆高原十字の園 栄養課 担当：西島一恵
 静岡県伊東市八幡野1028-4
 TEL 0557-54-1613





地域還元の想いから

～買い物送迎プロジェクト～



活動データ

登録利用者数 / 31名
 年間延利用者数 / 297名 (R3年度実績)
 連携機関 / 市議会議員、地区の福祉推進会、民生委員、担当地区町内会長
 活動の流れ / 実行委員による会合
 ⇒乗車スタッフの確保
 ⇒利用者の利用登録
 ⇒送迎サービス

担当者コメント

若い私達でも上り下りが大変な坂道を、重い荷物を持って歩いたりタクシーを利用しなければならない現状だと知り、送迎支援サービスの存在が少しでも役に立っているのかなと思うと私たち職員も気持ちが良いです。利用してくださっている方の声私たちのやりがいになり、地域との繋がりを実感できます。地域の方々から「お喋りしながら楽しい時間を過ごせる」と、前向きな言葉をたくさんいただきます。



稲垣 龍之介 望月 真里子 さん さん

取組に至った背景や経緯

先代の施設長が町内の役員をしていた時、高齢者住宅付近にあった唯一のスーパーが閉店し、離れた店へ行かなければならない状況の中、地域の方々より「心身ともに負担が大きく外出することが困難」と聞き、何かできないものかと「送迎支援サービス」を考えました。スーパー閉店当初は移動スーパーが来ていましたが、実際に目で見て商品を選びたいニーズや町内会で買い物送迎を実施した場合万が一事故が起きてしまった時のリスクを考え断念。その状況を受け、地域住民や駿河台の市営住宅の高齢者を対象に「困っている事」の調査をして1番多く寄せられた「買い物への移動」という課題にフォーカスし、当施設の公用車が稼働しない時間帯で、公用車を使った移動支援を本格的に始動しました。



取組内容

以前は2地区を対象に、利用者の意見を取り入れながら第1・第3火曜日と第2・第4木曜日の2パターンに分けて運行していましたが、現在は対象地区が4地区に増え、送迎の曜日と回数も増えました。スタッフも1回の移動で4～6名同乗します。私たちの移動支援サービスは、ご自身で買い物ができる方と集合場所まで自力で来ることができる方を対象としていますので、利用者の方には事前登録していただき、集合時間に合わせ乗車場所までお出でいただけます。各地区での登録者数も異なるため、利用者が多い日には移動車も2台～3台必要になり、台数が増えると乗車するスタッフ人数も増えるため職員で協力しながら継続的に取り組んでいます。利用者が職員と共に下車し、お買い物をしている間に、別地区の方をお店まで送迎するなど、スタッフ間で連携をとりながら安全・スムーズに送迎をしています。

取組の成果や課題・展望



調査を基に地区を限定して7名の方の登録から始まった移動支援サービスは、平成30年9月から3月末までの間に利用者が約19名に増え、併せて送迎も月4回に増やし、平成31年4月に2つの地区で本格的な活動を始めました。坂道が多い地区ならではの課題も見え始め、お店の方とも相談を重ね、今では地域のコミュニティとして楽しみにして下さる方も増えています。普段歩いてお買い物へ行く方も、

洗剤やお米など重い物を買う時は移動車を利用してくださり、サロンのような和やかな雰囲気の車内で会話を楽しまれています。法人独自で無償の取り組みなため、人員・時間・費用面でも対象地区を拡大することが難しく、課題もありますが細く長く継続して行くことが重要だと感じています。現時点では各地区に週1回の移動サービスが目標です。

理事長コメント



内藤 好彦理事長

今は1年目の職員や若い職員を中心に、移動支援サービスを積極的に取り組むよう伝えていきます。実施記録を作ったり、どこから誰が来たのか地域のことを知りながら整理していくことは重要で、地元の支えがあったからこそ今があり、地元のために頑張ろうという

先代からの教えをしっかりと繋いで行く必要があります。当法人は今年で120周年になりますが、創立者が明治時代から「利用者本位で」と貫いてきた先代の思いをしっかりと受け止め、実行委員メンバーと共に地域の声を聞きながら、細く長く継続することを実現して行きます。

法人概要

法人名 / 社会福祉法人芙蓉会
 本部所在地 / 富士市今泉2220
 法人理念 / 「自分を愛するように、あなたの隣人を愛せよ」
 認可年月日 / 明治36年6月「富士育児院」創立

事業内容 / 乳児院、児童養護施設、地域小規模児童養護施設、特別養護老人ホーム、ショートステイ、一般通所型デイサービス、居宅介護支援、看護小規模多機能、認知症対応型デイサービス、地域包括支援センター、LSA(高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業)、認可外保育施設
 連絡先 / 代表者 理事長 内藤好彦
 TEL 0545-55-1118 FAX 0545-55-1119
 Email: info@fuyoukai.org





地域と一緒に子どもを育てる 環境づくり

～子どもと楽しく向き合うための地域との取組～



活動データ

【事例1】
ボランティアグループ団地工房ゆうとの交流活動
【交流行事】
4月／入園式、竹の子掘り
7月／納涼夏祭り
9月／運動会、栗拾い
11月／みかん狩り
12月／ふれあいクリスマス会
3月／作品展、卒園式

【事例2】
育児講座／年1回実施
これまで計25回を実施（平成19～27年までは年2回の実施）
【講座例】
● 令和4年「親子で絵本を楽しむコツとアイデア」
常葉大学教育学部心理教育学科 稲垣馨氏
● 令和3年「ゲームとYoutubeとの上手な付き合い方」
静岡大学教育学部塩田研究室研究員 安永太地氏
● 令和2年「保護者同士の上手な付き合い方」
静岡県立短期大学こども学科教授 小林佐知子氏

取組に至った背景や経緯

草薙団地内で有林の管理や里山保全等の様々な地域活動を行うボランティアグループ団地工房ゆうの当時の会長である横浦輝男氏からお声がけいただき、2001年頃から園外保育を兼ねた四季の食育活動をきっかけに交流を開始。経営理念である「わたしたち 社会福祉法人翼福社会は 地域に開かれた地域に愛される 地域に信頼される施設を目指します」の通りこの地域に根付いた園として存続していくために、地域で愛ある活動の実施や地域で子育てを一緒に進めていきたいと考えていたタイミングでもあったため、横浦氏との日々の自然なコミュニケーションの中からこの取り組みをスタートしました。



取組内容

団地工房ゆうが管理する山で、四季の食育活動として竹の子掘りや栗拾い、みかん狩りの体験、その他随時、虫探しや散歩など自然活動を子どもたちに体験として提供いただいています。食育活動時は毎回ゆう会員の方々方が10名ほどお手伝いに参加くださり、子どもたちが収穫しやすいように補助していただきます。

また、園としても会員の皆様をご招待し、子どもたちと給食を楽しんでいただいたり、入園式に来賓としてお招きしたり、ランド貸出や防災訓練への参加等、交流を絶やさないように積極的に取り組んでいます。

取組の成果や課題・展望

団地工房ゆうとの取り組みを進めることは、理念の実現に繋がっています。子どもを育てていくために、取り囲む大人や地域が子どもと楽しく向き合える環境であることが大切だと考えます。体験を通じて子どもたちも楽しんで自然や食の勉強をすることができています。地域に対して、行事や取り組み方針をオープンに、そして事前にしっかりと説明することが関係作りの第一歩です。子どもたち、保護者様、地域の皆様が喜んでくれる場所としてこれからも繋がりを絶やさない取り組みを進めたいです。

また、団地工房ゆうの会員高齢化についても、今後園として向き合っていくべき課題と感じています。

理事長コメント



市川 忠義 理事長

「いつでもどうぞ」と園外保育に協力くださる団地工房ゆうの皆様には、心より感謝申し上げます。園から800mほどの距離にある山を体験の場として使用させていただけることは、本当にありがたい限りです。園の理念を全ての取り組みの中心に置き、子どもを見守る体制づくりを行なっていますが、子どもたちへの取り組み以外に、保護者様に対しても育児講座を実施しています。地域と広い繋がりを持つことが、子どもたちにとって1番近くにいる保護者様にとっても良い循環に繋がっていくと考えます。

園に来るのが嫌な日もある子どもたちに少しでも楽しい経験をさせてあげられたらと、子どもたちのニコニコした笑顔を見られることを幸せに、理事長としてこれからも公益的取り組みを理解し続けていきたいです。

受賞歴

- 平成17年11月25日
「小さな親切」運動 実行賞受賞
- 平成24年度
「第10回静岡市社会福祉大会」会長表彰
- 令和3年度
静岡県社会福祉協議会会長表彰(団地工房ゆう)

育児講座・保護者交流会について

年に1回、外部講師を招いた育児講座を保護者様向けに実施しています。園として「保護者が楽しく育児できないと子どもも楽しくいられない」と考えるため、保護者の皆様が今知りたくないこと・気になることに対して講座を開催しています。共通の悩みや興味から保護者様同士での交流が生まれやすいこともあり、講座開催後に保護者様だけの交流会も行い、地域の輪づくりに繋がっていただいております。

法人概要

法人名 **社会福祉法人翼福社会**
理事長 市川忠義
本部所在地 静岡市清水区草薙359-6
法人理念 わたしたち 社会福祉法人翼福社会は 地域に開かれた地域に愛される 地域に信頼される施設を目指します
認可年月日 1976年5月19日

事業内容 幼保連携型認定こども園の経営、地域子育て支援拠点事業の経営、一時預かり事業の経営

連絡先 草薙ふたばこども園 園長:市川千暁
担当者 副園長:市川紀美子、主幹保育教諭:澤野淳子
TEL 054-346-9619 FAX 054-346-9219
Email d2futaba@ceres.ocn.ne.jp
ホームページ / https://kusanagifutaba.ednet.jp/





困りごとや心配ごとに不安を抱える方を支援する「成年後見制度」

～地域と共に歩み支えていく慶成会の法人後見制度～



活動データ

相談件数 / 22 件
 連携機関 / 地域包括支援センター、介護支援事業所、特別養護老人ホーム、障害者施設、障害相談支援事業所、市役所、社会福祉協議会
 支援の流れ / ①相談対応・受理⇒
 ②制度説明⇒③申し立て⇒
 ④金銭管理・契約の代行や取り消し

担当者コメント

私は、障害をお持ちの方々・高齢の方々の支援に携わった経験から、現在法定後見人としての業務を法人の一事業所で行っています。認知症や精神的な障害を抱える方には、身寄りのない方・親族間の関係がうまくいかなかった方が多く、ご自身では解決できない課題を一緒に解決できるよう努めています。私にとっても大切なことは、その方がご自身のことを私に語ってくださるよう問いかけ、その方にとって本当に必要な支援は何かを一緒に考えながら様々な機関と連携し支援していくことです。



山口 博美さん

取組に至った背景や経緯

時代の変化と共に、親族関係の希薄化や核家族化が進み、別の場所で生活を送る家族を持つ人が増加する中、夫婦あるいは単独で高齢になっても生活を余儀なくされる方も増えています。身元保証人がおらず必要な介護サービスの利用や医療受診ができないことで、心身機能の低下が生活に支障をもたらし、介護保険制度の崩壊へと繋がっていくことが考えられます。そんな現代において福祉・介護・医療・司法・教育・保健の機能が一体となり「年をとっても、障害をもっても、住み慣れた地域での生活をおくる」地域包括ケアの考えに寄り添った支援をしていくために、地域の実情を知り地域貢献の一旦を担う役割をもつ社会福祉法人が地域に向けて発揮できなければならないと考え、権利擁護センターを立ち上げました。



取組内容

ネットワークや関わりのある連携機関、市役所などで情報収集を行いながら独自で作成したパンフレットの配布、さらに地域包括支援センターに寄せられる相談を受け、困っている方との繋がりを作ります。相談を受け、その方が何に困っているかをヒアリングし、現在の生活が病院・施設・在宅かの確認、そして直接お会いして今後の関わり方を説明します。申し立ては、申し立てから支援をする場合と、先に今後の関わり方を説明して納得いただいた上で、市役所が申し立てをする場合と2種類あります。支援者と話し合い、ケアマネージャーや相談支援事業所、市役所、高齢者福祉課など多くの関係機関と連携して適した支援を考えます。後見が開始すると財産も含め、全てのことに関わるので信頼関係の構築が重要です。そのためにも成年後見人制度について、どんな方がどんな目的で必要としているのかを、きちっと理解し普及していく必要があります。万が一の際にも、ご家族・医療機関と連携を取り、自然な形で安らかにその時を迎えられるよう、看取りの体制も整えています。

取組の成果や課題・展望

以前、支援した方が亡くなられた時、荷物を取りに来られたご家族様から「父は支援があったことで一人寂しく亡くならず、安心した最期を迎えたと思う」とお言葉をいただき、私たちの活動がその方の生活・人生・心に寄り添っていると実感しました。地域包括だけでなく保育園の運営や地域が必要とする取り組みを多くの方に評価いただき、喜びを感じる一方で、地域や人が抱える様々な課題解決と、法人として更なる知識・技術・育成の強化が必要だと再認識しました。これからも社会福祉法人の使命と課題に向き合っていきます。

統括部長コメント



小澤 吉章統括部長

慶成会では27年前の開設以来、地域で悩みを抱える高齢者に必要な介護サービスを展開して参りました。実際支援していく中で、認知症により記憶力や理解力が低下した高齢者、また判断能力に問題がありながら周囲に頼れる人がいない方への対応などは、経験豊富な介護職員であっても介護保険サービスだけでは限界を感じ、支援を進める上で苦慮するケースが多く見られます。そのような課題を少しでも解決するため、慶成会として何ができるのかを考え権利擁護の視点から法人後見事業を開始しました。法人の理念である“やさしくゆったりよりそって”を基本に、生活に何らかの支障をもつ個人に共に寄り添い支援することは、公益法人として社会福祉法人に課せられた使命であると考えます。私自身、法人内の高齢者施設を統括する立場であり、ご本人の望む生き方に対し支援の必要性や大切さを痛切に感じています。誰かの問題ではなく、自分たちの問題、また地域の大きな課題として考えなければならない事業として今後も引き続き、法人後見制度の充実を図っていきたく考えています。

成年後見人とは

高齢者や認知症・知的障害・精神障害などにより物事の判断が十分でない方の代わりに、親族や弁護士などが本人の権利・財産を守るため支援を行う制度です。この制度に基づき選任される保護者を“成年後見人”と呼び、成年後見人の保護を受ける人を“被成年後見人”と呼びます。成年後見人は被成年後見人に代わって、財産管理や契約行為のサポートをすることが可能です。

法人概要

法人名 / **社会福祉法人慶成会**
 本部所在地 / 浜松市西区大山町2958-1
 法人理念 / やさしくゆったりよりそって
 認可年月日 / 平成6年11月11日

事業内容 / 特別養護老人ホーム、ケアハウス、地域密着型特定施設入居者生活介護、グループホーム、ショートステイ、小規模多機能型居宅介護、デイサービス、訪問介護、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、事業所内保育所、企業主導型保育園、診療所、研修センター、権利擁護センター(法人後見事業)

連絡先 / 法人本部 経営管理部
 TEL 053-414-6014 FAX 053-414-6015
 Email: info@keiseikai6001.or.jp
 ホームページ <http://www.keiseikai6001.or.jp/>





あいちゃんレスキュー隊! 出動中

～愛華の郷の“小仕事”～



活動データ

- 相談件数/年約 2 件
- 連携機関/行政、民生委員、
地域包括支援センター、
介護保険事業所、地域の企業
- 支援の流れ/①要援護状態のキャッチ⇒
②現地調査(アウトリーチ)⇒
③制度の活用性と経済的支援
の必要性を検討⇒
④適切な関係機関に繋ぐ

施設長コメント

私たちの経営理念「三つの喜び」には、「ご利用者の喜び」と「地域の皆様の喜び」、そして「職員の喜び」があります。職員の「やりたい」という思いを尊重し、自覚と責任を持って取り組める環境を作っています。社会貢献事業の一環として動き出した「あいちゃんレスキュー隊」はまだ道半ば、決して完成形ではありません。発展途上であり、これから先も地域を巻き込みながら多くの課題と向き合い続けます。わたしたちの取り組みが信頼され「地域の皆様の喜び」に繋がることを目標に、できることを一歩ずつ着実に歩んでいきます。



阿井 孝訓施設長

取組に至った背景や経緯

社会福祉法人として援護が必要な方へ出来る支援とは何かを考える中で、大阪府社会福祉協議会の「生活困窮者レスキュー隊」に注目し、多くの学びを経て平成25年12月よりシステム構築を始めました。総合的な相談支援や現物給付ができる仕組みを貢献の一環として築きたいと動き出し、約3年かけて「あいちゃんレスキュー隊」事業を立ち上げました。事業を成功に導くためには、支援員や職員の理解が不可欠で、社会福祉法人としての役割と存在意義を語りながら、職員の心に意識づけるためにはどうしたら良いかを考えたとき、親しみを持ってもらえるマスコットキャラクター「あいちゃん」が誕生しました。さまざまな専門職を有した同じ志を持つ支援員と共に、課題を抱える方と向き合いながら、法人の制度として生き続ける仕組み作りを築いています。百年後を見据え「一法人一施設」の挑戦は続きます。



取組内容

行政や地域より要援護状態の情報を受け取ると、社会貢献支援員(CSW)が2名以上で即現場に向き、状況の確認や周辺の聞き込みなど行います。訪問相談(アウトリーチ)で、制度や家族・地域へ繋げるよう動き、既存制度の活用性と経済的支援の必要性を検討します。その後適切な関係機関に繋がります。「あいちゃんレスキュー隊」はあくまでレスキュー事業なので、ここまでに要する期間を概ね7日以内とし、迅速に対応・次のステップに繋がります。過去に依頼を受けた事例には、課題を抱えるご自宅の清掃作業や住宅を覆う程に茂った樹木の伐採処理などありました。7日以内という短期間で集中的に作業するため、あらかじめ支援員にスケジュールの確認、人員確保をします。法人がある限り、本事業を継続していける体制を常に作っておくことが大切で、日頃より職員の知識・スキル・資質の更なる向上も目指しています。



取組の成果や課題・展望



地域と共に問題を解決していこうと、マスコットキャラクターを立てて「社会貢献事業」ではなく「あいちゃんレスキュー隊」とストーリー性を持たせたネーミングをつけることで、多くの方に愛され親しみをもってもらえるプロセスを大事に取り組んできました。その成果として地域に「あいちゃん」が愛され、取り組みへ関心を持ってもらっていること、さらに依頼や相談を受け、法人として貢献できていることを肌で感じ、活動の励みになっています。施設はさまざまな専門職を有しており、その活用を図ることは大変有用なことです。社会福祉法人としての存在意義、そして地域の皆様に認めていただける取り組みになるよう精進していきます。今後の課題は経験豊富な人材の確保と育成、将来的にはこの地域における他法人も賛同した中で、社会福祉事業の輪が広がることを期待しています。

担当者コメント



石川 亘さん

私たちのトップが「社会に貢献していこう」と謳っており、費用も出してくれる制度があるので、やろうと思った時に費用面と自由度、支えになってくれる環境が非常に取り組みやすいです。核家族化が進み、たくさん孤独を感じている方が多いので、そこをどのようにフォローアップしていくかが課題です。制度の狭間で、行政も対応ができない問題にメスを入れていきたいと思っています。

あいちゃんレスキュー隊とは

企業ではできないサービス、行政等の実施が困難な制度の谷間への取り組みを見える化し、行動する社会貢献事業です。社会貢献支援員(CSW)は、居宅介護支援事業所・施設介護部門の相談員・ケアマネージャー・看護部門職員・地域包括支援センターの他、サポート役として介護職員や管理栄養士等で構成されています。静岡産業大学情報デザイン学科の授業の一環で誕生した「あいちゃん」と共に、地域において必要とされる法人施設を目指します。



法人概要

法人名/社会福祉法人三愛会
本部所在地/藤枝市大東町58番地
法人理念/「三つの喜び」一、ご利用者の喜び 二、地域の皆様の喜び 三、職員の喜び
認可年月日/平成15年10月1日

事業内容/特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護、居宅支援事業所、安心すこやかセンター

連絡先/特別養護老人ホーム愛華の郷
担当者 施設長 阿井
TEL 054-634-1131
Email: t.ai@aikanosato.com





部会委員トーク

一 災害時における法人間連携について

静岡県は山と海に囲まれ、地域的にも自然災害は切り離せない問題です。

以前、豪雨により施設周辺が大きな被害にあいました。



委員 若林 久美子

その際に、地域の方や他の法人の方々に助けていただき、繋がり大切さを痛感しました。地域や施設同士の集まりに出向くことや、頼まれごとをお互いに引き受けるなど、日頃からのコミュニケーションが、いざという時に役に立つのだと思います。

一 法人としての地域での在り方について

私は、社会福祉法人として公益的な取り組みを「行わなければならない」との感覚ではならないと考えます。

自分たちも地域の一員である自覚を持ち、当たり前に取り



委員 阿井 孝訓

組む姿勢が必要です。決して難しいことでなくとも、福祉に携わる人間として、まずは出来ることから取り組んでみませんか。そして続けることが地域への信頼に繋がり、更には持続的な経営にも繋がると信じています。

一 コミュニティソーシャルワーカー(以下CSW)としての取り組みについて

CSWは、現状の福祉制度では対応できない地域課題を支援するための仕組みづくりを調整していく役割を担います。実際に地域の困りごとを聴く積み重ねが重要であり、約7



委員 福貴 稔

年間の活動を通じて深い関係構築に繋がっています。私自身、法人が配置したCSWとして自由度が高く活動ができていたため、更に地域課題に取り組むためにも、法人の規模に応じてCSWを設置する仕組みができたらと感じます。

一 地域学生との繋がりについて

以前、大学の先生から学校で子ども食堂などの地域貢献活動ボランティアを学生さんに募ると、殺到しすぐに定員に達してしまうとの話を聞きました。



委員 小澤 吉章

地域貢献活動に興味・関心を持つ方は多く、取り組みをしっかりと行っている会社で働きたいと思う学生さんも多いと感じます。地域と連携して取り組み、上手に情報発信を行う事が、学生から選ばれる会社となり、人材不足の解消へ繋がっていくと感じます。

一 地域との積極的な連携について

公益的な取り組みを行う法人の軌跡は、深く大きいものと感じます。例えば、お弁当の配布や子供の居場所を提供するなど積極的な取り組みを行うことで、たくさんの地域の方



委員 高杉 威一郎

が施設に足を運んでくださいます。先日の浜松まつりでは200名の方が訪れて、施設自体がパワーをもらいました。公益的な取り組みが、地域・職員・利用者の成長に繋がり、地域と法人の架け橋になると思います。

一 社会福祉協議会の役割について

社会福祉協議会は地域に必ず1つは存在し、そのエリア内で活動される法人を繋ぐ役割を担っています。

また、福祉サービスを提供しながら、地域を繋いでいくことも求められています。



委員 原 秀人

そのために私が心がけていることは、各法人の持ち味にスポットライトを当てることです。協議会としての在り方を模索しながらも、地域・法人を繋ぐ機能を活かした活動を行なっていきます。

一 公益的な取り組みの推進について



部会長 杉山 弘年

このような取り組み推進部がある県は少なく、静岡県としても全国の先駆けとなるように発足していることと思います。そして、日頃から先駆的に公益的な取り組みを行う委員の皆さまと、更なる公益的な取り組みについて議論し、県内の方々に発信できるこの部会の一員であること自体が幸せです。しかし、まずは公益的な取り組みが責務規定になったことを、私たち社会福祉法人は反省しなければなりません。行なって当たり前であったことを、いつしか定款に書かれていな

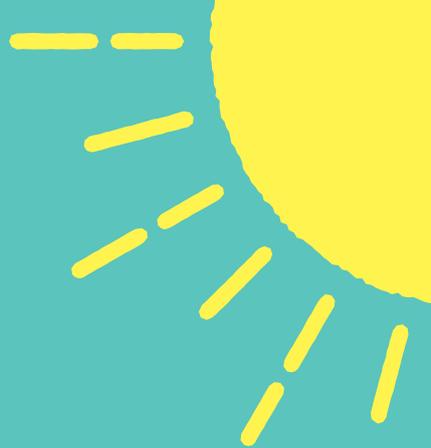
いからとやらなくなってしまい、本来の役割を明確化するために責務規定が創設されました。

静岡県社会福祉法人経営者協議会に加盟していない県内の法人も含めて約450法人が胸を張ってどんな取り組みを行なっているか言えるよう、発信できる場所を部会から推進していきたいです。

様々なご意見を承りながら、県内の法人を盛り上げていきますので、引き続きよろしくお願いたします。

「地域における公益的な取組等推進部会」委員名簿 (任期 令和4年度・令和5年度)

役職名	所属 法人名・施設名・役職	氏名
部会長	社会福祉法人蒼樹会 さつき園 施設長	杉山 弘年
委員	社会福祉法人寿康会 平成の杜 施設長	若林 久美子
委員	社会福祉法人三愛会 愛華の郷 理事長 兼 施設長	阿井 孝訓
委員	社会福祉法人天心会 竜爪園 コミュニティソーシャルワーカー	福貴 稔
委員	社会福祉法人慶成会 グリーンヒルズ東山 施設長	小澤 吉章
委員	社会福祉法人峰栄会 さぎの宮寮 施設長	高杉 威一郎
委員	社会福祉法人小山町社会福祉協議会 理事	原 秀人



地域における公益的取組や アンケート結果は こちらに掲載しています

地域における
公益的な取組



[報告書] 社会福祉法人等
地域貢献&魅力発信



問い合わせ

ふれあいネットワーク

 社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 福祉企画部 経営支援課
〒420-8670 静岡市葵区駿府町 1-70
TEL.054-254-5231 FAX.054-251-7508

発行元

地域における公益的な取組等推進部会
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 福祉企画部
発行月：令和5年8月

※禁無断複写転用

本誌は、令和4年2月に発行した「地域における公益的な取組に関するアンケート調査報告書」をもとに令和4年、令和5年に取材をしました。